

分権型協働コンパクト

岐阜市地域力創生事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づき、岩野田まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と岐阜市（以下「市」という。）は、協働のまちづくりを推進するにあたり、互いの役割を定める分権型協働コンパクト（以下「協約」という。）を、次のとおり締結します。

協約の目的

この協約は、協議会と市との役割分担の原則や相互調整などについて定める。

役割分担

1 協議会の役割

- (1) 協議会は、市民主体の組織として、協議会地域における自主的な課題解決や魅力づくりを進める。
- (2) 協議会は、その目的を達成するために、既存の団体等との情報や意見の交換、相互調整などを行うとともに、情報紙の発行など情報発信を行い、幅広く地域の情報の共有化に努める。
- (3) 協議会は、住民有志による活動に対する相談などにあたり、これを支援する。
- (4) 協議会は、培ってきた地域の特性、資源を生かした夢づくりとして次の事業を推進する。

【まちづくりを進めるために必要な取り組み・各地域必須項目】

- ① 自治会・各種団体など地域住民のトータル的な参画
- ② 事務局機能の充実
- ③ まちづくりの芽の継続的なチェック（発見と解決）
- ④ 住民参画による地域まちづくりビジョンの策定・共有
- ⑤ 情報紙の発行やホームページの作成など（情報提供、住民ニーズの把握、まちづくり意識の啓発）
- ⑥ 子どもの地域活動への参画の場づくり

【地域の特性に応じた取り組みや地域の創意工夫による取り組み】

- ① 「岩野田・まち協だより」の発行
- ② 危険箇所・不備な箇所の洗い出し（安全・安心部会）
- ③ 朝の交通安全活動（福祉・健康部会）
- ④ 文化祭&演奏会の開催（文化・教育部会）
- ⑤ ホタルの鑑賞・育成と河川清掃（環境・自然部会）
- ⑥ その他各種団体との連携事業
- ⑦ その他地域まちづくりビジョンに位置付けられた事業

(5) 協議会は、地域の課題を抽出し、協議会の今後のあり方を検討する。

2 市の役割

- (1) 市は、協議会での検討に必要な情報を提供する。
- (2) 市は、協議会での具体的な検討に関し、必要に応じて行政内部の関係部門を明確に示し、総合行政の推進に努める。
- (3) 市は、協議会での具体的な検討に関し、情報提供や担当部局との調整、専門的な立場からの講師の紹介・派遣及び各種調査活動の支援などを行う。
- (4) 市は、協議会への支援のあり方について課題を抽出し、方向性を見出す。

3 協議会と市双方の役割

協議会と市双方は、地域が担う事業の抽出にあたる。

相互の連絡調整について

協議会と市とは、お互いの情報を共有するため、連絡調整を密にし、必要に応じて「連絡調整会議」を開催する。

その他

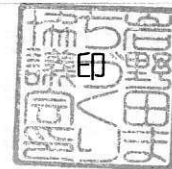
- ・協議会と市とは、この協約に定めるもののほか両者が協約を遂行する上で必要があると認めるものについては、合意をもって協約書に加え、または協約の内容を見直すことができるものとする。
- ・地域まちづくりビジョンを策定している場合は、この協約書に添付するものとする。

令和5年6月28日

岐阜市粟野西2丁目33 岐阜市岩野田公民館内

岩野田まちづくり協議会

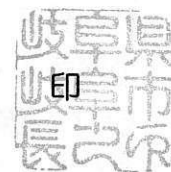
会長 服部 康 夫



岐阜市司町40番地1

岐阜市

市長 柴橋 正直



様式第8号（第15条関係）

岐阜市指令協交第 31 号
令和 5 年 5 月 31 日

（申請者）

岩野田まちづくり協議会
会長 服部 康夫 様

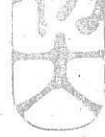
岐阜市長 柴 橋 正 直



地域力創生事業補助金確定通知書

令和4年6月21日付けで申請のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、岐阜市地域力創生事業実施要綱第15条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	令和4年7月5日	指令番号	岐阜市指令 協交第183号
補 助 事 業 の 名 称	地域力創生事業（岩野田 地域）		
補助金の交付決定金額	金 500,000 円		
補助金の確定金額	金 500,000 円		



様式第6号（第10条関係）

岐阜市指令協交第 152号
令和 5年 6月 28日

（申請者）

岩野田まちづくり協議会
会長 服部 康夫 様

岐阜市長 柴 橋 正 直 印



地域力創生事業補助金交付決定通知書

令和5年6月8日付けで申請がありました補助金の交付については、次のとおり決定したの
で、岐阜市地域力創生事業実施要綱第10条の規定により通知します。

補助事業の名称	地域力創生事業（岩野田地域）
交付決定金額	金 500,000円
交付の条件	1 補助事業の実施にあたっては、岐阜市補助金等交付規則に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助事業の執行方法が不適切な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助金に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
備考	監査委員等が必要と認めるときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。